

喜多方市水道事業経営等審議会 (第4回)

説明用資料 《経営戦略改定について》

令和5年7月25日

建設部水道課

■諮問事項

【第4回審議会における諮問(審議)事項】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・投資財源計画の検討結果(おさらい)
- ・水道事業経営戦略(改定案)

②喜多方市水道料金適正化計画策定について

- ・料金体系(料金表)の追加検討結果
- ・水道料金適正化計画(修正案)

説明内容

1. 第3回審議会までのおさらい
2. 水道事業経営戦略(改定案)について

1. 第3回審議会までのおさらい

【既往経営戦略改定の背景・必要性】

《国からの要請》

「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」(R3.12.23、経済財政諮問会議決定)において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされており、R4.1.25に総務省より改定推進の要請が出ている。

《質の向上》

「経営戦略策定・改定ガイドライン(H31.3.29、総務省)」にて、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3～5年内の見直しを行うことが重要とされており、既往経営戦略の見通しと実績に乖離が見られていることから、見直しが必要である。

また、より実効性を伴う質の高い経営戦略にするための記載事項が整理された「経営戦略確認リスト」における、追加必須項目等を満たす必要がある。

《関連計画の反映》

既往経営戦略の策定後に作成された、「喜多方市水道ビジョン」「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」を踏襲した計画とする必要がある。

▶ 近年の社会情勢の変化に対応するとともに、水道事業の将来的な「安全」「強靱」「持続」を目指し、より合理的かつ実効性のある計画に改定する必要がある。

1. 第3回審議会までのおさらい

【経営戦略の改定方針】

《計画期間》

令和5年度～令和14年度(10年間)

《改定のポイント(主な見直し事項)》

- ・最新実績値(H29～R3決算及びR4予算)の反映
- ・施設の老朽化等を踏まえた更新費用の算定
(「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」の反映)
- ・人口減少や物価上昇等の将来見通しを踏まえた投資・財源の試算
(最新実績を踏まえた水需要予測結果を適用)
- ・水道料金適正化に向けた検討内容の反映

《その他》

- ・「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル(R4.1.25改定、総務省)」に従い見直しを実施
- ・実現可能性の高い経営効率化に向けた取組の検討

1. 第3回審議会までのおさらい

【経営戦略の検討経緯(概要)】

①現状維持とした場合の推計を実施

→事業運営が困難になる見通しとなったことから、財源確保に向けた検討の必要性を確認

②財源確保に向けた前提条件の整理

→経常収支比率、料金回収率、補填財源残高を指標として設定
→現状維持とした場合、一定の料金改定が必要となることを確認

③前提条件に基づいた複数ケースの検討を実施

→最低限必要な料金改定を行うことを前提に、補填財源残高を確保するため、財源となる「給水収益(＝料金改定の実施)」「企業債」の条件を変化させた複数ケースを設定し、市民への影響が最も少ないケースを採用(料金改定時期は第3回審議会の段階で見直し)

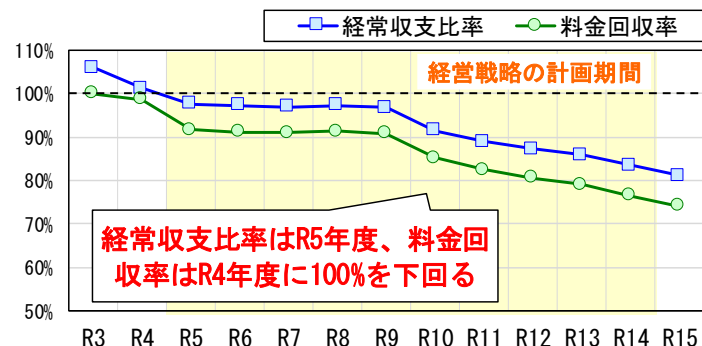
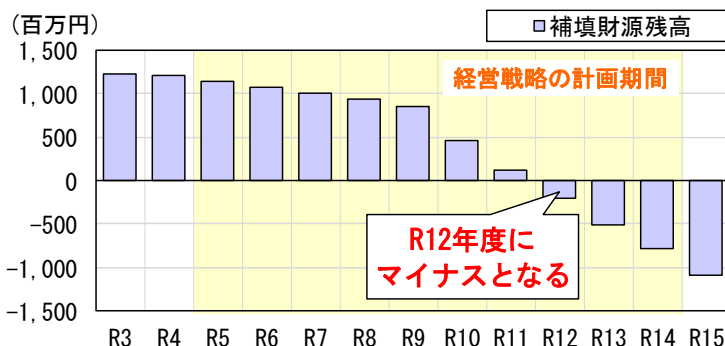
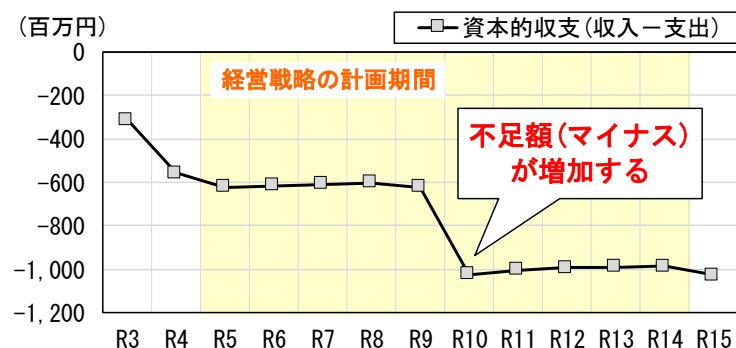
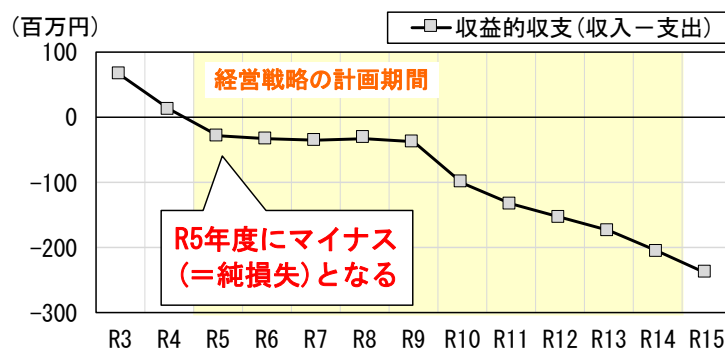
④経営戦略(改定案)のとりまとめ

→採用案をベースに、数値目標等を記した経営戦略(改定案)を作成。

1. 第3回審議会までのおさらい

【現状維持とした場合の推計結果】

収益的収支は令和5年度に支出が収入を上回り、資本的収支も不足額が増加することとなる。その結果、将来的に補填財源残高がマイナスとなり、経常収支比率・料金回収率も100%を下回る見通しとなった。



健全経営を続けていくため、財源確保に向けた検討が必要

1. 第3回審議会までのおさらい

【財源確保に向けた前提条件の整理①】

健全な経営を持続していくため、推計期間で以下の条件を満足することを前提に検討を行うこととした。

- ・経常収支比率、料金回収率が100%以上
- ・補填財源残高が5億円以上（給水収益の約6ヵ月分、非常時の対応用）

■ 経常収支比率（ $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$ ）

- …経常費用はこれまでの取組や将来の水需要減少を考慮して算出しているため、さらなる減少を見込むことは難しい。
- …給水収益以外の経常収益は、他の計画や一定の基準に従い算出した値であるため、さらなる増加を見込むことは難しい（収益全体に対する比率も小さい）。

→経常収支比率を改善するために、給水収益の増加（料金改定の実施）が必要

■ 料金回収率（ $\text{供給単価} \div \text{給水原価} \times 100$ ）

- …給水原価は経常費用に左右されるため、上記のとおり現時点でさらなる減少を見込むことは難しい。

→料金回収率を改善するために、供給単価を上げる（料金改定の実施）が必要

1. 第3回審議会までのおさらい

【料金改定の条件について）】

料金改定率については、以下を前提に設定した。

●改定初年度は令和7年度とする

…令和6年度に料金改定を行った場合、近年の物価高騰に追加での値上がりとなり、市民への負担感が増大することが懸念される。また、改定に向けた準備期間等を考慮すると、料金改定時期は令和7年度が現実的であると判断し、**改定初年度を令和7年度**と設定。（当初は令和6年度であったが、第3回審議会時点で見直し）

●改定間隔は5年毎とする

…水道料金算定要領において、「料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当」とされていることから、**改定間隔を5年**と設定。

※複数ケースの検討においては改定率の平準化も前提条件としていたが、後述の採用ケースにおいては適用できない結果となったことから、記載を省略している。

1. 第3回審議会までのおさらい

【推計結果(採用案)①】

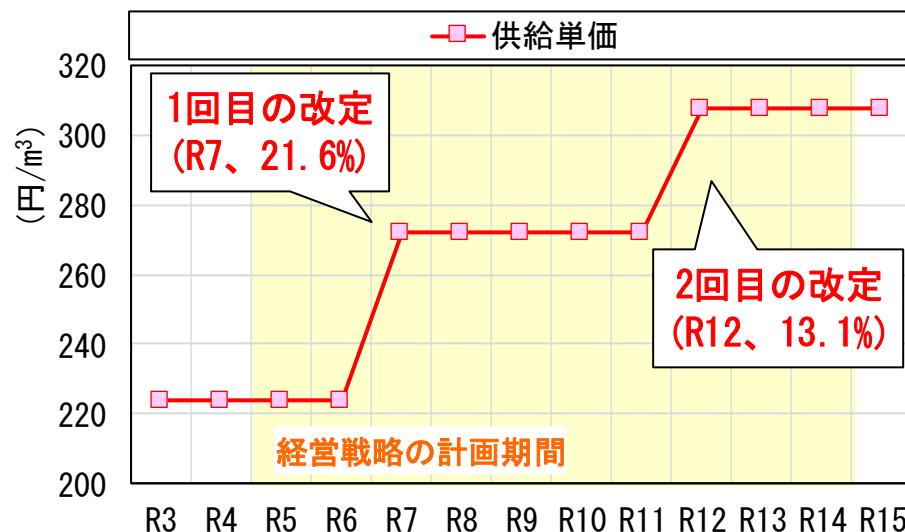
複数ケースの検討を行った上で、市民への影響が他の検討パターンに比べ小さいケース(起債優先ケース)を採用することとした。

なお、起債額は現状や他の検討ケースに比べ高くなるが、単年度あたりの企業債借入額は過年度実績と比べて小さく、起債期間も限定的であることから、将来世代への過度な負担を強いるものではない。

料金改定				企業債の新規借入	
項目	現状	1回目	2回目	項目	数値
改定年度	R3	R7	R12	起債年度	R10~R17
改定率	—	21.6%	13.1%	起債率	12.6%
供給単価	223.7	272.1	307.7	起債総額	1,204百万円

※起債総額＝企業債償還金＋支払利息

※R7改定率はR3に対する値、R12の改定率はR7～R11に対する値

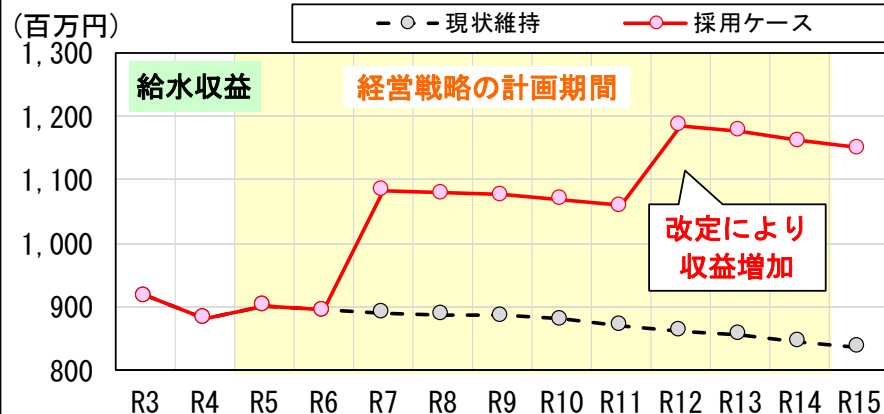


※R7改定率はR3に対する値、R12の改定率はR7～R11に対する値

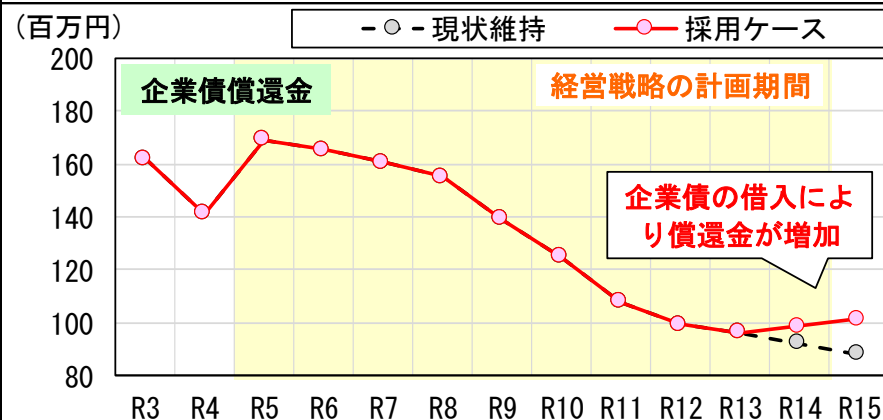
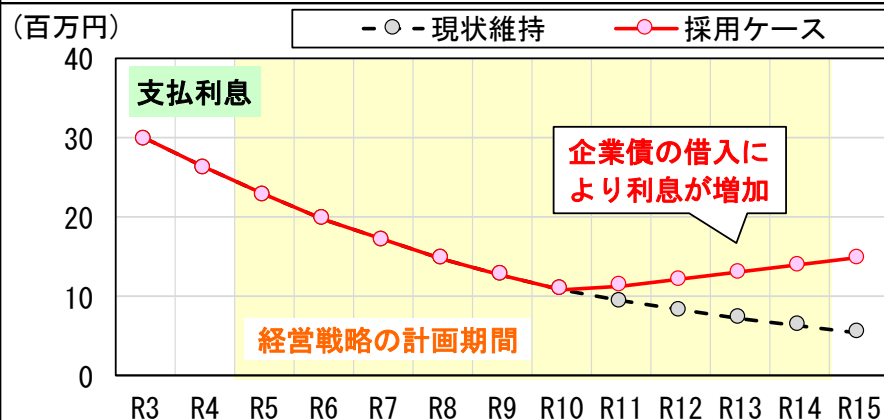
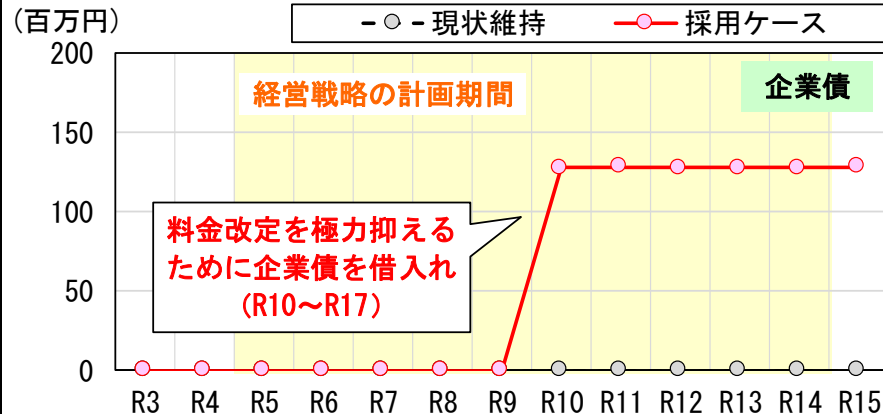
1. 第3回審議会までのおさらい

【推計結果(採用案)②】

収益的(3条)収支



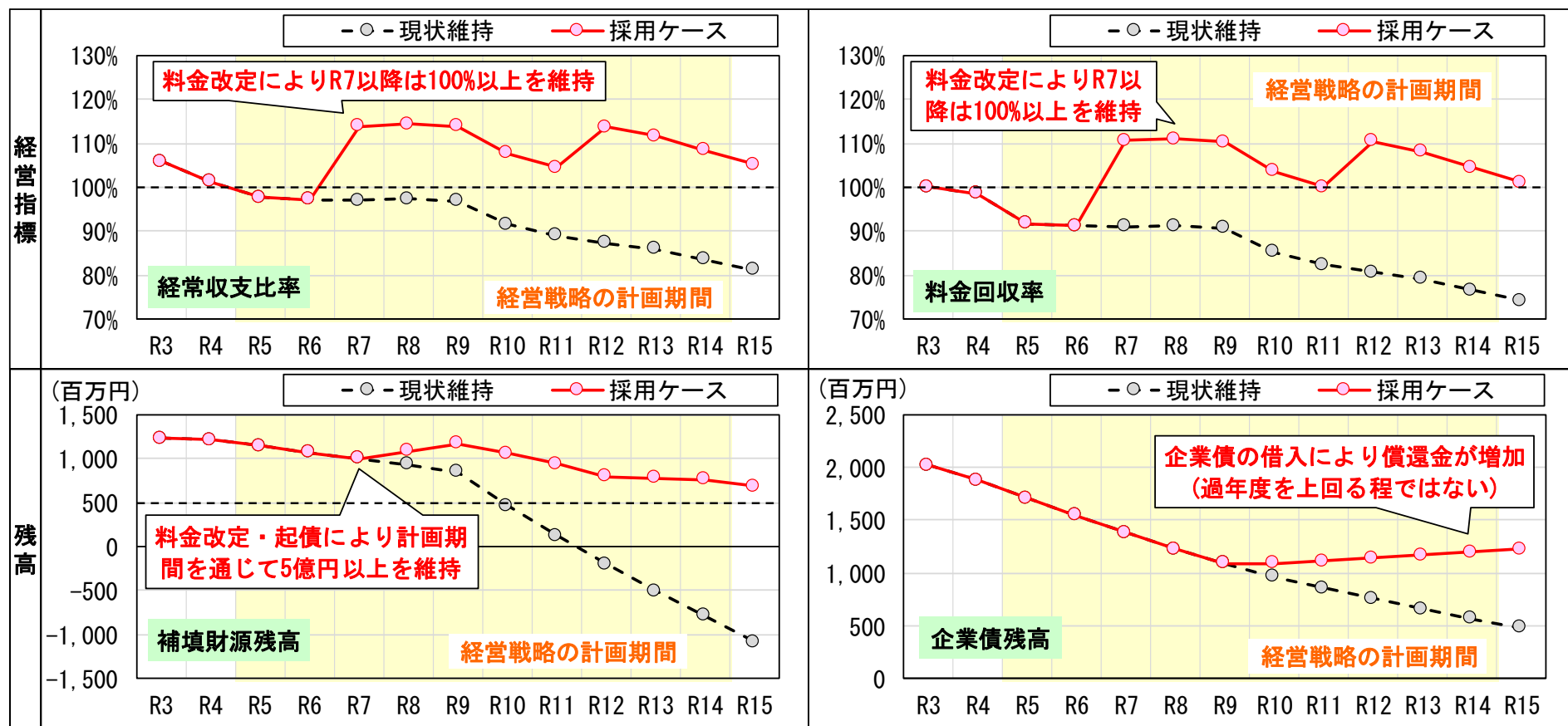
資本的(4条)収支



※収益的収支、資本的収支にて差異のある項目のみ整理
 ※企業債償還金については、据置期間3年のため、新規起債分はR14以降に発生

1. 第3回審議会までのおさらい

【推計結果(採用案) ③】



※2回目の料金改定(R12年度)は、計画期間外の期間を含むR12～R16を考慮して設定しているため、計画期間(R14年度)における補填財源残高は5億円を大幅に上回る値となっている

1. 第3回審議会までのおさらい

【各種数値目標について】

これまでの検討及び既計画（水道施設整備計画、老朽管更新計画等）の内容を踏まえ、投資・財源に関する数値目標をそれぞれ以下のとおり設定した。

投資に係る目標

目的	数値目標		
	指標	R3実績	R14目標
安定した水道水の供給	有収率	77.4%	91.5%
浄水施設及び管路の耐震化	浄水施設の耐震化率	0.0%	97.9%
	管路の耐震管率	17.6%	27.2%

耐震化率については、水道施設整備計画・老朽管更新等の既計画に基づき目標設定

財源に係る目標

目的	数値目標		
	指標	R3実績	R14目標
資金不足にならない水道事業の運営	経常収支比率	105.9%	100%以上
	料金回収率	100.1%	100%以上
水道料金の確保・適正化	水道普及率	90.4%	95.0%
	料金改定率	—	37.5%

※料金改定率の目標値はR3年度比（P9に示す2回目（R12年度）の改定率とは異なる）

2. 水道事業経営戦略(改定案)について

【水道事業経営戦略(改定案)の策定】

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」に従い、前述の検討経緯や検討結果等を整理した、「喜多方市水道事業経営戦略(改定案)」を策定した。

なお、第3回審議会後に各委員へ「意見等提出書」の提出依頼を行い、各意見を踏まえた修正を行った。また、概要版も作成した。

※水道事業経営戦略(改定案)は、「資料4、5」を参照

《意見照会について》

水道事業経営戦略(資料4)及び水道事業経営戦略【概要版】(資料5)の内容に関する意見等を、別紙「第4回喜多方市水道事業経営等審議会 意見等提出書」(様式1)に記入の上、水道課宛に電子メール、FAX又は郵送(持参も可)のいずれかの方法で提出いただく

【提出期限】令和5年7月31日(月) ※必着

■諮問事項

【審議事項】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・投資財源計画の検討結果（おさらい）
- ・水道事業経営戦略（改定案）